令和８年 11 月 13 日

所属長　各位

会津美里町長

令和９年度当初予算編成方針について(通知)

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」(令和８年７月 21 日閣議決定)において、令和９年度を「責任ある積極財政元年」と位置付け、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換するとしている。

また、「令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。」するとしており、地方に対しても大きな影響が見込まれる。

本町の財政見通しについては、歳入では、自主財源の半分を占める町税収入において、法人町民税及び個人町民税は底堅く推移しているが、有利な起債である合併特例事業債が発行上限額に達する見込みであり、過疎対策事業債も発行可能額が年々減少している状況にある。

一方、歳出では、人件費や扶助費などの義務的経費や、物価や資材価格の高騰等による物件費、普通建設事業費の増加などに加え、金利上昇による公債費の増加も見込まれ、持続可能で規律ある財政運営を行う上で大きな課題に直面している。

このような状況を踏まえ、より一層の行財政改革に取り組み、今後も持続可能な財政運営を図るため、財務規則第７条の規定に基づき通知する。

第１　予算編成の基本的方針

令和９年度は、第４次総合計画前期基本計画の２年度目として、本町の将来像の実現に向けた歩みを本格化させるため、初年度の取組成果と課題を的確に検証し、成果向上を重視した予算編成とする。

１　経営戦略会議で決定された重点プロジェクト事業及び重点事業を戦略的に取り組むものとし、優先的に予算を配分する。

２　複雑化・多様化する行政需要への対応と健全な財政運営の両立を意識し、予算編成に取り組むこと。そのため、前例踏襲の固定観念から脱却し、全事務事業について「実現性・発展性・合理性・持続性・公平性・効率性」などの観点からそれぞれ評価を行い、真に必要な経費を要求すること。

３　令和９年度の予算編成方式は、経常的経費を「枠配分方式」、それ以外の経費(個別算定経費)を「積み上げ方式」とし、総額ベースで配分する。

４　所属長を中心に管理職が適切なマネジメントを行い、メリハリのある予算編成を行うこと。

第２　予算編成の基本的事項

１　歳入に関する事項

（１）　国・県の予算編成の動向等を注視し、財源の確保に努めること。ただし、補助金等を活用する場合は、事業の妥当性や後年度負担等を見極めること。

（２）　キャッシュレス決済の導入など収納方法の多様化を進め、収納率の向上に努めること。

（３）　収入未済額の縮減や納税等の公平性を保つため、滞納整理に努めること。

（４）　過大な要求により一般財源振替とならないように注意すること。

２　歳出に関する事項

（１）　総計予算主義の原則に基づき１年間の総予算となるため、計上漏れがないように留意するとともに、前年度決算や現年度執行状況等を十分精査した上で、過大な要求とならないよう適切に見積もること。

　なお、１年間の総予算であることから、年度途中での補正は、制度改正に伴うもの、災害関係経費等緊急性の高いもの等、真にやむを得ない場合についてのみ行うものとする。

（２）　限られた財源を効率的に配分しメリハリのある予算編成を行うため、課として事業効果及び有効性や実績等を十分に検証・検討し、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を検討すること。

（３）　物価・人件費高騰等の影響について、過大な要求とならないように注意すること。

（４）　当初予算に計上した予算のゼロ執行や大幅な減額(皆減含む)が見受けられることから、事業の実施が確実に見込まれるもののみ要求すること。

３　その他

（１）　建設業者等の経営環境の健全化、労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などに資するため、ゼロ債務負担行為を活用した発注・施工時期等の平準化に取り組むこと。

（２）　使用料等について、物価・人件費高騰等による維持管理費の増加を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。

（３） 令和８年９月 17 日付けで町議会議長から提出された「決算特別委員会における提言について」を十分に考慮し予算編成を行うこと。